

第37回内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時：平成22年2月22日（月） 16：00～17：10
2. 場 所：内閣府本府3階特別会議室
3. 出席委員：大森委員長、御厨委員長代理、石川委員、伊集院委員、上野委員、遠藤委員、大隈委員、大河内委員、中野目委員、長岡委員、野口委員、山本委員、渡邊委員
4. 議事次第
 - (1) (独) 国立公文書館について
 - ① 中期計画の一部変更
 - ② 次期中期目標（案）
 - (2) 独法をめぐる最近の動きについて
 - ① 概況
 - ② 平成20年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について（平成21年12月9日政策評価・独立行政法人評価委員会）
 - ③ 独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日閣議決定）
 - ④ 独立行政法人の抜本的見直しについて（平成21年12月25日閣議決定）
 - (3) 今後の予定等

5. 議 事

○大森委員長 それでは、第37回内閣府独立行政法人評価委員会を開催させていただきます。

お手元に議事次第がございますので、それに沿って行いたいと思います。定足数を満たしておりますので、早速、議事に入りたいと思います。

最初に、国立公文書館の中期計画の一部変更について、ご説明を伺います。

（国立公文書館関係者着席）

○上野公文書館総務課長 それでは、国立公文書館第2期中期計画の変更につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料1-1をご覧くださいと思います。

「変更の概要」でございます。

平成21年度第一次補正予算（昨年5月）が成立したときに、国立公文書館のデジタルアーカ

イブ推進事業ということで、5億200万円計上されました。これにつきまして、昨年10月16日執行停止の閣議決定がされたことに伴いまして、中期計画予算を減額するというごさいいます。補正予算が昨年計上されました後、7月3日のごさいいます、こちらの評価委員会の方のご意見を踏まえ、中期計画の変更をさせてもらったものごさいいます、それを変更すると申しますか、元に戻すものごさいいます。

中身のごさいいます、資料1-2の中期計画(変更前)というところのアンダーラインを引いた部分、公文書等情報電子化推進費5億200万を昨年中中期計画に入れたわけごさいいます、執行停止ということから、これを削るという変更をするものごさいいます。資料1-3の収支計画、それから、資料1-4の資金計画においても、同様の修正・変更を行うものごさいいます。

資料1-1に戻っていただきまして。今後のスケジュールの方ごさいいます、本日、ここで評価委員会のご意見をお伺いしまして、この後、財務大臣協議、それから、内閣総理大臣の認可を受けたいというふうにごさいいます、これが2月下旬目途ということ、もう2月下旬ごさいいます、認可を受けたいごさいいます。

また、2つ目の※印ごさいいます、この補正予算以外のデジタルアーカイブ化の推進につきましては、特に変更ごさいいます。もともと中期目標・中期計画には、デジタルアーカイブ化の推進ということが入っていますし、既定予算に基づくものにつきましては、粛々と進めておることから、中期目標・中期計画については、特に変更を要するものはないごさいいます。

説明は、以上ごさいいます。

○大森委員長 ありがとうございます。

ただいまご説明ですけど、何かご質問等ごさいいますでしょうか。

特になければ 委員会として、これをお認めすることにごさいいます。

それに即しまして、次期の中期目標(案)につきまして、最初に公文書管理課長からご説明があります。

中期目標を定めるに当たりましては、主務大臣が当委員会の意見を聴くことになっています。この場合、主務大臣の事務を担当するのは公文書管理課です、管理課からまずご説明を受けまして、その後、分科会長の御厨先生から一言ご発言をいただくという手順にごさいいます。

それでは、よろしくごさいいます。

○福井公文書管理課長 いつもお世話になってごさいいます。公文書管理課長の福井ごさいいます。中期目標(案)のご説明をさせていただこうごさいいます、その前に、この中期目標に至るまでのところで、資料の2と3について、簡単にご紹介をさせていただきます。

資料2、これは、昨年12月、総務省の方の政策評価・独立行政法人評価委員会の方から、「国立公文書館に関する勧告の方向性」ということごさいいます、ご意見をいただいたものごさいいます。簡単に紹介させていただきます。

1ページめくっていただきますと、資料の2ページがあるかごさいいます。分科会の先生方には重複になってしまうかごさいいます、国立公文書館について、次のような方向で見直しを行いな

さいということでご意見をいただいたものでございます。

「第1」のところに2つございます。

1つは「事務及び事業の全般的見直し」という言い方になっておりますが、国立公文書館については、公文書等の管理に関する法律（昨年7月にできた法律）ができた。この施行が、23年の4月を予定しておりますが、平成23年度になりますと、国立公文書館は、今回の法律で新規に行います仕事が増えておりますので、同館が新規に担うこととなる業務や移管対象となる範囲の拡大に伴う業務量の増加が見込まれているという事実関係をまずご認識いただいております。

これら増加する業務に適切かつ効率的に対応するとともに、組織や予算の肥大化を防ぐ観点から、遅くとも公文書管理法が施行されるまでに、既存の事務及び事業について、従来の業務フローや事務処理手順を洗い出し、外部委託や賃金職員の活用による効率化、合理化の視点を入れ、無駄がないか徹底的な見直しを行うこと。仕事は増えるということは認めるのですが、その仕事が増える前に、きちんと徹底的な見直しを行いなさいというご意見をいただいております。

それから、2番目でございますが、ちょっと技術的な話でございますけれども、「歴史公文書等の保存方法の在り方の検討」ということで、2行目でございますが、平成23年度から国立公文書館の方に電子媒体の移管が開始されることになっております。それを踏まえてということなんですが、この話自体、紙媒体で移管された資料、または、今後移管されるものということなんですが、これについて検討委員会の活用や民間への調査委託などにより、マイクロフィルム化して保存することと、マイクロフィルム化ではなく、デジタル化して電子的に保存すること、この2つの方法について、技術面・経費面におけるメリット、デメリットを22年度末までに、この4月から始まる年度内に検討して結論を得るようというご意見をいただいております。これ自体は、紙媒体をどうするか、紙そのものをどうするかという議論ではないのですが、紙で受け取ったものについて、マイクロフィルム化するのがいいのか、マイクロフィルム化ではなくて、デジタル化して保存するという方法をとるのがいいのかを検討しなさいということでございます。

それから、「第2」というグループがございまして、これは、中身は3つに分かれます。1つは、効率化目標を目標の中で設定しなさいということでございます。後ほど、この目標についてはご紹介させていただこうと思っております。

それから、2番目で、給与水準の適正化をしなさいということ、これは行政改革の推進に関する法律に基づいて行っております人件費削減について、引き続き着実に実施しなさいということでございます。

それから、3番目に、契約の点検・見直しということで、これも別途「契約について、契約状況の点検・見直し」という閣議決定があるわけでございますが、これに基づいて、一般競争入札についても、真に競争性が確保されているか点検・検証を行うということになっておりますので、これについて取り組んでいくようという「勧告の方向性」をいただいております。

これに基づきまして、資料3でございますが、内閣府名で、これらについてきちんと見直しを行いますということ、これは政独委の方に報告をしております、これをさらに受けて、今回の中期目標を作っているという流れになっております。中期目標そのものにつきましては、分科

会では、資料4-1でご説明させていただいたんですが、今回は、資料4-2で、現在の第2期中期目標との比較資料がございます。これで簡単に説明させていただこうと思います。

最初、資料4-2の1ページ目でございますが、見出しが何もないのは前文の部分でございます。第2期中期目標、つまり右側の方より今回書くことを増やしているのですが、それだけではございませんで、今回、公文書管理法が通ったということを前提にしまして、この法律の言葉をできるだけ借りてきて、公文書管理の意義を書き込もうと考えております。

第1段落では、公文書等は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源だということを前提としまして、その公文書の保存及び利用を行う公文書館の業務は、我が国のアイデンティティ形成にも寄与する重要な責務であるという考え方を述べております。

第2段落で、国立公文書館につきまして、これまで2期9年にわたりまして、よくやってくれたということを述べております。さらに、以下の第3段落で、今回の中期目標期間で、公文書管理法（公文書等の管理に関する法律）が施行されますと、23年4月を予定しておりますが、公文書館の業務が非常に拡大される、機能も非常に強化されるということで、強化される事由を書いてあるんですが、これを後ほど出てまいります中期目標の各項目で記述しているというふうな格好になっております。

それから、第4段落でございますが、本中期目標期間中、ここは大きくは書いてないのですが、ここも、公文書管理法の施行に伴うことを書き込んでおります。

1ページめくっていただきますと、後ほど御厨先生からもお話があるかと思いますが、分科会の方でご意見がございました。前文の中で、もう少し公文書管理が新しくなったということについて触れられないかということでございましたので、その2ページの一番頭の行でございますが、「新たな公文書管理の時代にふさわしいものとして適切かつ効率的に実施されるよう」という1行を今回追加してみたところでございます。

2つ目の「1 中期目標の期間」でございますが、これは、第2期が平成17年からの5年間でございますので、今回も同じ5年間ということで、22年4月～27年3月までというふうにご考えて中期目標を作ろうというものでございます。

次に、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」これは実は第2期中期目標では、この項は3番目にごございました。2番目には、第2期中期目標では、効率化の話があったのでございますが、今回もいろいろ公文書館に仕事をしていただきたいという気持ちを表に出せないかなということで、今回、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」という項目を2番に持ってくるという案になっております。

最初に(1)で「体制の整備」を立てようと。もともと体制の整備については触れてはいたんですが、項目としてはきちんと立てていなかったということなので、今回、法律に基づいて公文書館が「歴史公文書等の適切な保存及び利用に向けて、業務の質の向上及び効率化が図られるよう、必要な体制の整備に取り組むこと」というものをきちんと項立てをして書き込みたいと思っております。

それから、(2)「歴史公文書等の適切な移管及び保存に向けた行政文書の管理に関する適切な措置」という項目がございます。これは、今回の公文書管理法に基づきまして、公文書館がいわゆる現用文書、各省が現在持って使っている文書についても権限が増えます。その増えた分の権限についてきちんと仕事をしてくださいというのをここに書き込もうというものでございます。

1つは、23年度から公文書管理法が施行されることを前提に、22年度中に、私ども内閣府の方で、各種基準やガイドラインを作りますので、これについて公文書館の方で支援をいただきたいということでございます。

2番目は、新しい公文書館の機能としまして、いろいろな専門的・技術的助言、調査研究、これについても現用文書についても行うこととなりますので、これについてきちんとやってくださいと。特に内閣総理大臣から委任に基づく実地調査が入ってまいりますので、これをよろしく願いますということでございます。

3番目は、いわゆる中間書庫業務でございますが、新法が施行されますと、各省からの委託に基づき公文書館で中間書庫業務ができるということになりますので、そのやり方について具体的な検討をお願いしておくというものでございます。

(3)は「歴史公文書等の受入れ、保存、利用」ということで、これまでも公文書館が行っていたことでございますが、公文書管理法の関係で大きく追加及び書き直しをしております。

1つはi)でございますが、行政機関及び行政機関以外の国の機関、これはこれまでの国立公文書館法でも受け入れられてきたところでございますけれども、新しい公文書管理法で、独立行政法人等からの公文書の受入れも開始されることとなりますので、その旨をここに明記しております。

それから、ii)でございますが、司法府の方からは、今年度から一部文書の移管が始められることになったと。あと、国の機関の中では、立法府との関係でまだ文書の受入れが進んでおりませんので、ここについて立法府の方と話し合いをするのが内閣府の立場になりますので、この内閣府の支援をお願いしたいというのが2番目でございます。

iii)は、これも公文書管理法の施行によりまして、民間の文書の寄贈・寄託を受け入れすることができるようになるということで、その準備をお願いしたいということでございます。

iv)は、従来からある記述でございますが、歴史公文書等の受入れから一般の利用に供する等の期間について、これは原則1年以内ということでお願いしたいということでございます。

それから、次のページにまいります。「保存のための適切な措置」というところでございますが、ここも実は1つ大きな変化としましては、電子媒体による歴史公文書、電子媒体で作られて、電子媒体で移されてくるいわば「電子公文書」というものについて、23年度から受入れを開始したいということで、そのための準備をお願いしたいというのが1つ目でございます。

2つ目、②のii)でございます。これは政独委からの「勧告の方向性」に出てきた話でございますが、紙媒体で移管された又は今後移管される歴史公文書等につきましては、マイクロフィルム化とデジタル化という2つの方法について、メリット、デメリットを検討してくださいということでございます。

それから、iii) は、今回、公文書管理法の方で、公文書館の保存文書は永久保存の義務がかかりましたので、保存の仕方について、電子公文書の検討も含めまして、必要な措置を講じていただきたいというものでございます。

それから、③でございますが、これも、利用は当然今もしていただいているということになるわけですが、これについても法律の関係で追加事項がございます。

1つは、今回の公文書管理法で「利用等規則」を公文書館にきちんと作っていただいて、内閣総理大臣の同意をさせていただくという規程になりましたので、この利用等規則の作成をお願いするというのが1つ目でございます。

それから、ii) は、中期目標期間の早期に、歴史公文書の利用に関して適切な指標を検討して、年度ごとに適切な目標数値を作っていただきたいというお願いでございます。

iii) は、要審査文書についてなんですが、これも今回公文書館の利用が、法律上の利用請求権になるということでございますので、それに応じた迅速化と、区分見直し等を適切に行うことをお願いしたいと思っております。

それから、公文書管理法の施行後、今回の法律で、異議申立てがなされることとなります。この異議申立てにつきましては、内閣府におかれまして公文書管理委員会の方に付議されることであるということで、その場合の対応等をよろしくお願ひしたいというものでございます。

次のv) は、従来からあるものの一部書き替えでございます。

vi) でございますが、デジタルアーカイブの関係。要するに、「計画的にデジタル化を推進する」という一言に尽きるわけですが、実は、第2期の中期目標のときの平成17年度から、デジタルアーカイブシステムを開始するというものでございまして、今回、これを5年間やってきて、大分定着したかなということなんですが、さらに、デジタル化をよろしくお願ひしたいということでございます。

この後は、大きな変化はございませんので、vii) と、viii) は省略させていただきます。

④でございます。6ページの頭の方でございます。地方公共団体との関係でございます。昭和62年にできている法律でございますが、この条文をきちんと引いて、地方公共団体に対する公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を行うことというのをここに整理しておこうと思ひます。

それから、④のii) でございますが、国、独立行政法人等、地方公共団体等の関係機関と、歴史公文書等の保存及び利用の推進のための連携協力を図る。これをきちんとお願ひしておきたいと思っております。

⑤の国際的な公文書館活動は、従来と書き方を変えておりません。

⑥の調査研究も、基本的には同じなんですが、1つは、電子公文書の長期保存等に係る技術についての調査研究を明確に書いておこうかなということで、i) にそれを書いているところでございます。

それから、(4)でございますが、「研修の実施その他の人材の養成に関する措置」これも研修の実施は公文書館に従来からお願ひしているところなんですが、公文書管理法の関係で一部変えて

おります。

(4)のii)でございます。公文書管理法では、行政機関及び独立行政法人等の職員に対して、意識啓発や、必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うというのが、公文書館の仕事としてお願いされておりますので、これをここにきちんと書き込んでおこうというものでございます。

アジア歴史資料センターの関係は、大きくは変えてないのですが、8ページに移っていただきまして、iv)でございますが、これだけ付け加えております。現行のデータベース構築計画期間以降のデータベース構築の在り方について、平成23年度までに検討し、結論を得るということでございます。

それから、次のグループが、「業務運営の効率化に関する事項」でございます。これは第2期では2番目に書いてあったんですが、今回は3番目にこの効率化を書こうと考えております。

3の(1)は、公文書管理法に基づきまして、館に求められる仕事は増えるということでございますが、その増える前に、効率化、合理化の視点を入れて、無駄がないか徹底的な見直しを行うということをお願いしたい。先ほどの政独委の「勧告の方向性」の1番目の事項をここに書き込んでおります。

次に(2)でございますが、効率化の目標値でございます。一般管理費（人件費を除く）及び事業費の総額について、毎年度平均で前年度比2%以上を削減するというのが私どもの案になっております。これは、右側の(1)、8ページの一番下の(1)を見ていただきますと、従来の書き方は、「経費総額について」が下から3行目ぐらいにございまして、「中期目標の最終年度（平成21年度）に前期中期目標の最終年度（平成16年度）に対して、7%以上削減する」というのが第2期目標の書き方でございます。

今回は、第2期の間の公文書館の効率化の状況を踏まえまして、人件費を除いた上で毎年度2%の削減をお願いできないかと思っております。ただし、公文書館につきましては、受入れの仕事がございますので、自分のところだけで年度の予定は作りきれない、予定は作れても、年度の仕事にずれがあり得るのだろうということで、毎年度平均ということをお願いしようというふうに考えております。

なお、「人件費を除く」ということについてなんですが、従来、7%には人件費を含めていたわけでございますけれども、中期目標の次の(3)で人件費の話は出てまいります。こちらで人件費のことについては、行革推進法に基づいた人件費の削減がかかってまいりますので、これを含めて議論をする必要はないのではなかろうかということで、「人件費を除く」ということにしたいと考えております。

(3)でございますが、これはまさに行革推進法で、平成18年度から5年間5%を基本とする人件費削減がかかっておりますので、これはきちんとやりますということでございます。

もう一つ、ちょっと文章が長くなっておりますが、「基本方針2006」という閣議決定がございまして、これで人件費改革はさらに1年間継続するんだということになっておりますので、これについてもここで触れております。

なお、(2)の効率化計画の関係で一言ちょっと触れておきますと、実は、前回の分科会で、公文書館はこれから仕事が増えていく法人なので、そのことについての一言に触れる場所があっているのではなかろうかというご意見があったと理解しております。財務省の方とも事前相談をしてみました。私どもとしては、新しく増える仕事については、先ほどの2の方で大分触れておりますので、そこで書ききれているところもあるのかなと思っておりますが、例えばこの効率化計画のところに、「新規拡充事業に係る経費を除く」というようなことは書けないだろうか、ということで相談してみたんですが、現在の第2中期目標でも全く同じ形になっておりまして、特に新規拡充を除くということは書いてないんですが、この数年度は、公文書館の予算は増加傾向にあるといいますか、実際に数億円ずつ増やしていただいているという状況にあって、そこは文章でそういうことが書いてなくても、毎年度の議論で予算を整理していくことになるので、不要なのではないかということでございます。

それから、9ページの方にまた戻らせていただきますが、9ページの(4)。これも「随意契約見直し計画」を着実に実施するというので、政独委の「勧告の方向性」でいただいている方向性をこのまま書き込んだものでございます。

それから、(5)で、2つの最適化計画が出てまいります。これは(2)のときは、まだこの最適化計画はできておりませんでしたので、これから、最適化計画を策定するろということになっているのですが、今回、2つの最適化計画があるということで、これに基づいて館の業務の効率化をやってくださいという書き方になっております。

4番で「財務内容の改善に関する事項」という項目を立てておりまして。これについては、前期目標と基本的に同じなんですが、「また」以下で、前期も取り組んでいただきました公文書、資料等を活用して自己収入の増に取り組むというのを目標として、一応ここで触れさせていただいている形になっております。

なお、一応規程では4までを書くということで、それ以外に「その他」として書くことがあるかどうか検討したんですが、検討の結果としては、4番までで書ききれているかなというふうに考えているところでございます。

私の方は以上でございます。

○大森委員長 分科会長から、どうぞ。

○御厨分科会長 この次期中期目標（案）については、9日の公文書館分科会で年度評価の扱いと併せて、同じように事務局から説明を聴取して、その後、意見交換をいたしました。先ほど課長も触れられましたように、意見が出まして、1つは、公文書管理法の成立を踏まえて、新しい公文書館についてのメッセージですね。積極的なメッセージないしその位置づけをアピールできるような内容も盛り込めないものかどうかと、そういう意見が出まして、もう少し積極的な姿勢を示したらどうかということございまして、それが今回の中期目標（案）に出ているかどうかですが、どうぞ判断いただけますか。一応我々としては、これでいいかなと思っております。

それから、第2点は、事務の効率化でございます。これも、その必要性・趣旨は理解いたしますが、公文書館の役割や業務量が増加することにも配慮する表現ができないかという意見が出て

おりまして、それも先ほど課長の方から説明があったところでございまして、その2点が多分一番大きな点だろうと思いますが、一応我々としては、意見交換も既に済ませておりまして、新たな業務や体制整備についても、書き込めるところは書き込んでおり、その点は評価できるのではないかというふうに思っておりますが、分科会としては、本日の評価委員会でご審議いただければと思います。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

以上のご説明ですけど、何かご質問等ございますでしょうか。

人件費を除いて、毎年平均2%削減というのは、厳しい数値なんですか。今までの計画と比べると、これはほぼ同じものなんですか。厳しくなっているんですか。

○福井公文書管理課長 公文書館からお答えしづらいと思いますので、私から申し上げさせていただきますが、厳しくなっております。これは全体的に独立行政法人について厳しくなっているので、その傾向を受けているというふうに理解しております。

ただ、一概には言えないんですが、近年、管理経費15%といったような厳しいパーセンテージを出しているところもありますので、公文書館については、毎年度2%（人件費を除く）という形にしますと、これまでより率的には少し高くなるかとは思いますが、十分努力していただけるのではないかということで、このパーセンテージを置いております。

○大森委員長 もう一つ、その下のところに、2006年の「骨太方針」に基づきと書いてあるでしょう。これは政権交代しても、この閣議決定をやめると言わない限り、これはずっと続くという意味ですか。というか、新政権でも、これは生きているのですか。

○福井公文書管理課長 閣議決定については、従来からですが、内閣が変わりますと、前政権の閣議決定を引き継ぐということをしておりますので、これも引き継がれております。

○大森委員長 その一部を変えるということはありませんよね、閣議決定だから。この場合の人件費については、前の政権がやったことをそのまま民主党政権も変えていないということですね。

○福井公文書管理課長 そういうことでございます。

○大森委員長 変えていないから続いているということになる。

○福井公文書管理課長 はい。ただ、これは、独立行政法人そのものの見直しという議論が出てきておりますので、その中でこの問題も議論されるのかなと思ってはいるんですが、まだ、私どもではわからないところでございます。

○大森委員長 皆さん方、よろしゅうございましょうか。

○遠藤委員 比較表4ページの「保存のための適切な措置」ですが、これはどうしてこういう勧告が出てきたのかは私もよくわかりませんが、既に現在のものはどんどんデジタル化しているわけですよね。ですから、どうせそれで保存をされるわけでしょう。このマイクロフィルム化するというのは昔の紙の分だけですね。

○福井公文書管理課長 今後、紙で来るものもここに入ってくるだろうと思います。

○遠藤委員 今後、紙で来るものもまだあるんですか。

○福井公文書管理課長 今年の段階でいきますと、まだほとんどが紙でございます。

○遠藤委員 なるほど。

いずれにしろ、ゆくゆくはみんなデジタル化するわけですね。そうすると、マイクロフィルムでやるということにもしなると、これは、2つの違ったシステムをそのまま共存させるというような可能性を検討しなさいということなんですね。世の中はマイクロフィルムの設備を作っている人はどんどん減ってしまって、もういないんですよ。これは、どこからこれが出てきたのか、検討するに値するんですかね。

○福井公文書管理課長 これは政独委の方で、私どもと議論して作られた話でございますが、マイクロフィルムの方が現状では保存性が高いのではないかということについては、総務省の政独委の方でも可能性としてはあり得るのかなということで、したがって、もうちょっと技術的に検討をしてほしいということだったと認識しております。

○遠藤委員 検討をされるのは結構だと思うんですけど、利用のことから考えると、マイクロフィルムになったら、後が検索とかが全然大変ですよ。同じようなものを全部拾い上げるとか。だから、それは検討のときに、民間の専門家の意見で、多分いろいろ出てくるからいいんだと思いますが、こういうところに無駄な金をかけるのも私は問題だと思って、今質問をしたんですけど。結構です。わかりました。

○大森委員長 今のような話も、一応残していれば、メリット、デメリットですからね。デジタル化の方じゃなくて。今までのものでマイクロフィルムを相当持っていますよね。

○福井公文書管理課長 はい。

○遠藤委員 そうだと思います。

○渡邊委員 資料4-2の1ページの第3パラグラフに、「本中期目標期間中、引き続き国際水準をも念頭に置き」とあります。国際水準というのは、これは恐らくその心は、アメリカとかイギリスとか、私知りませんが、そういう先進国という意味合いでしょう。

○福井公文書管理課長 先進国及び周辺諸国のことも入っていると思っております。

○渡邊委員 発展途上国とか、いろいろな国があるわけで、国際水準というのはどういう意味合いなのかなと。こういう表現でいいのかなと。アーカイブのいろいろな法律だとか、設備だとか、いろいろなものが進んでいる先進国と書くかどうかは別ですけども、何かそういったようなことなのか。

○大森委員長 国際水準があるのか。

○渡邊委員 そう、あるのかということです。

○福井公文書管理課長 国際水準というものが明確にあるとは思ってないのですが、ここで書いておりますのは、我が国の公文書管理が、先進国と比べれば遅れているという観点で書いております。先ほどちょっと申し上げましたが、先進国と申し上げていいと思いますが、韓国や中国と比べましても、文書管理に携わっている人員の数は極めて少ないという状況がございますので、その辺りを念頭に置いてということでございます。

○大森委員長 細かく言えば、そういう体制をきちっと我が国よりはるかに充実しているよう

なところも念頭に置きながらやりなさいという意味ですよ。国際水準と言うと、何かそういうものがどこかにあるんじゃないかなど。

意図は、我が国は国際水準に達してない。ひどい状態であると。せめて、そこまで引き上げなさいという趣旨はよく伝わってくるんだけど、国際水準という言葉自身ですね。

○武川政策評価審議官 では、ちょっと国際水準という言葉については検討をさせていただきたいと思います。

○大森委員長 それでは、それは分科会長とご相談していただいて、何か適切な用語があるならば、そうしていただければと思います。

それ以外に、何かご指摘の点はございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、私どもとしては、国際水準という言葉についてはお任せいたしますので、分科会長等でご相談ください。

それから、文言上のことが若干残る可能性がございますが、それは分科会長と相談して、私の方にお任せいただくというご了解で、これを了承してよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 それでは、了承することといたします。

ご苦労様でございました。

(国立公文書館関係者退室)

○大森委員長 それでは、この後は、独法に戻りまして、最近の状況等について、武川審議官と丸山課長からご報告等がございますので、まず、それからお伺いしましょう。

○武川政策評価審議官 審議官の武川でございます。最近の独法の全体の動きについて、ご報告させていただきます。

まず1点目は、独立行政法人等の役員人事でございまして、この中の先生方にもご協力をいただきましたが、9月末に任期満了となる役員につきましては、内閣府所管の独法におきましては、北方領土問題対策協会の理事と、国民生活センターの理事につきまして、公募を行ったところがございます。いずれも民間出身者が内定いたしまして、国民生活センターについては、1月1日付けで古畑さんが、また、北方対策協会につきましては、2月1日付けで荒川さんが着任したところがございます。改めて御礼申し上げます。

2点目は、先だって大臣の交代がございまして、改造ではございませんが、仙谷大臣が、国家戦略担当と行政刷新担当の両方を兼務いたしておりましたが、2月10日付けで枝野幸男大臣が行政刷新担当大臣ということになりまして、独法改革は枝野大臣が担当するということになってございます。

独法改革全体につきましては、先だって、「事業仕分け」というものがございましたが、今、予算案の審議中でございます。恐らく来年度予算が上がった4月以降に、独法改革の「事業仕分け」の第二弾を行うというような状況でございます。それは、また、次の予算編成を目指して、無駄を洗い出して、使えるものはないか、予算等はないかということをするために、4月から、

まだ発表はされていませんが、大体感じとしては5月にかけてやりまして、大体の予算のめどをつけるというような感じでございます。枝野大臣は、独法改革はゼロベースで行うということ記者会見等でもおっしゃっておりますし、また、一方で、国に戻すべきものは戻すと。また、完全に民間に移管するものは移管するということも考えないといけないというふうに申しております。

全体の動きは、以上でございます。

○大森委員長 続いて、丸山課長からお願いします。

○丸山政策評価広報課長 政策評価広報課長の丸山でございます。どうぞよろしく申し上げます。私の方からは、独法をめぐる動きに関しまして、3点ほどご説明をさせていただきます。

まず、資料の5-1をごらんいただきたいと思います。これは、20年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見ということでございますけれども、これは当評価委員会の皆様方に御審議いただきました各独立行政法人の20年度実績に関する評価について、総務省の政独評価委員会において、府省横断的な視点から二次評価された結果が意見として、12月9日付けで通知されてきたものでございます。

意見の本体は、資料5-2にございますけれども、大部でございますので、今お手元にごらんいただいております5-1の方で、具体的な指摘部分を抜粋しておりますので、こちらで概要をかいつままでご説明をしたいと思います。

まず、今回は、所管法人共通に、契約の適正化と諸手当及び法定外福利費の適切性確保に関する評価結果に対して指摘がなされております。

前者の契約の適正化の方に関しては、さらに5点ほどに分けて指摘がなされております。

1点目でございますけれども、資料5-1の1ページの下段から2ページにかけて、(1)「契約に係る規程類に関する評価結果」に対する指摘ということでございます。これは、2ページの表4-(1)がございまして、こちらに出ております2法人につきまして、総合評価方式等を実施する場合のマニュアル等が整備されていないということについて言及がなされていないと、こういった状況が見られるということで、そのちょっと上の方の下線部でございますけれども、契約に係る規程類の整備内容の適切性等について厳格に評価すべきという指摘がなされております。

それから、2点目は、同じ2ページの下段から3ページにかけてでございますけれども、「契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果」ということでございます。こちらにつきましては、3ページの上の方に下線を引いてあるところがございまして、ここにあります①「審査体制の整備方針」、それから、②の「契約事務の一連のプロセス」、それから、③の「執行・審査の担当者（機関）の相互けん制」、それから、④の「審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方」、これらの点について留意した検証が評価結果において言及がされていないところがあるということで、真ん中辺りに下線部がございまして、契約事務手続に係る審査体制等が契約の適切性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価結果において明らかにすべきであると

されております。

それから、3点目は4ページの(3)「随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等に関する評価結果」ということでございます。これにつきましては、4ページの下の方に表4-③がございますけれども、下の方の2法人につきましては、法人自ら掲げた随契の削減目標等を既に達成しておりますし、残りの上の方の2法人についても、随契の割合が減少してきているということで、随契見直しの取組が着実に進められているということは認められているわけでございますけれども、4ページのこの表のすぐ上の下線部分でございますけれども、今後の評価に当たりましては、随契に対する厳しい批判があることを踏まえまして、法人の取組をさらに加速させるよう、随契見直し計画の実施・進ちよく状況等の検証結果について、引き続き評価結果において明らかにすべきであるとされております。

それから、次に4点目でございます。これは5～6ページでございますが、「契約の第三者委託に関する評価結果」についてでございます。これは6ページに、表4-④がございますけれども、1法人におきまして、「一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない」という状況があるという指摘がございまして、今後の評価に当たって、再委託の必要性等について、厳格な検証を行い、必要に応じて改善方策の検討を促すべきであるとされております。

また、1者応札と再委託割合の関係にも留意をしつつ評価をすべきだという指摘もなされております。

それから、5点目は、同じ6ページの(5)「一般競争入札における1者応札に関する評価結果」についてでございます。これに関しましては、3法人について、評価結果において、1者応札となっている原因等の把握がなされた上で、この改善方策の妥当性について言及がされていないということで、これも6ページの真ん中から下にかけて下線部がございますけれども、今後の評価に当たりましては、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点から厳格な検証を行い、必要に応じて改善方策の再検討などを促すとともに、1者応札の状況を踏まえた上で、その原因等についても評価結果において明らかにすべきとされているところでございます。

次は、「諸手当及び法定外福利費の適切性確保」でございます。7ページの下の方から記述がございまして、ちょっと飛んでいただいて9ページでございます。9ページに「諸手当」に関する指摘がございまして、「諸手当」については、9ページの真ん中の下辺りに表がございますけれども、1法人において、国と異なる諸手当、法人独自の諸手当について支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきと指摘がなされております。

最後に、「法定外福利費」でございますけれども、これは9ページの下から10ページにかけてございまして、10ページを見ていただきますと、これも同じ1法人につきまして、他の法人が行っていない、または、支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえて、国民の理解を得られるものとなっているかどうかといった観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきであるとされているところでございます。

以上が、所管法人共通事項でございますけれども、これに加えて、今回の意見では、11ページ、最後ですけれども、中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果について、沖縄科学技術研究基盤整備機構についての意見が出されております。新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗よくと併せて推進されるよう、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたいという意見になってございます。

なお、資料5-3としまして、総務省が記者発表をいたしました各省の所管法人に対する二次評価、全体の概要資料を添付しておりますので、ご参考にごらんいただければと思います。

資料5については、以上でございます。

続きまして、資料6をごらんいただきたいと思います。

この文書は、独立行政法人の契約状況の点検・見直しということで、昨年11月17日に閣議決定されたものでございまして、独立行政法人について、競争性のない随意契約の見直しをさらに徹底して行うとともに、一般競争入札についても、真に競争性が確保されているか点検・見直しを行いなさいというものでございます。

点検及び見直しを行うに当たっての観点は、1.の(1)(2)(3)と書かれておりますが、これは後でお読みいただくということでちょっと省略させていただきます、次のページの2.でございます。具体的な点検の体制、手順について概要をちょっとご紹介させていただきますと、2.にございますように、各独立行政法人に監事及び外部有識者により構成する「契約監視委員会」を設置しまして、先ほどの観点に沿って点検・見直しを行い、その結果を主務省に提出せよということになっております。

そして、主務大臣はその結果を点検し、点検結果を反映した見直しを独立行政法人に要請するとともに、こうした点検・見直し結果を総務大臣に報告、公表することになっております。

点検対象となりますのは、3.に詳しく書いてございますけれども、基本的には、20年度に締結した競争性のない随意契約、及び1者応札となった契約、それから、(2)にもございますけれども、21年度末までに契約締結が予定されているものなどが対象となっているということでございまして、これらを22年4月末を目途に点検した結果を公表するということになっております。

さらに、4.にございますとおり、その後も改善状況をフォローアップして、毎年公表していくことになってございます。

この資料の後ろの方に、契約監視委員会の設置状況、それから、契約監視委員会のメンバーを各法人について添付してございます。現在、これらの委員会におきまして、この閣議決定に基づく契約状況の点検・見直しというものが行われているということでございます。

最後に、資料7をごらんいただきたいと思います。

これは「独立行政法人の抜本的な見直しについて」ということで、昨年12月25日に閣議決定された文書でございます。独法の見直しにつきまして、先ほど審議官からも全体的な状況をご説明申し上げたとおりでございますけれども、この文書では、すべての独立行政法人について、1.の「基本的姿勢」、それから、2.の「見直しの視点」によりまして、抜本的な見直しを行うと

いうことを示したものでございます。時間もございますので、要点のみを紹介させていただきます。

まず、1. の「基本的な姿勢」でございますけれども、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で実態を十分把握し、聖域なく厳格な見直しを行うこと。それから、独法制度自体の抜本的見直しも含め、制度の在り方を刷新すること。そして、今後、「事業仕分け」を通じて明らかになった組織・制度などの課題に取り組み、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講じることなどが示されているところでございます。

それから、2. の「見直しの視点」につきましては、(1)で、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、国民にとって真に不可欠であるかどうか、それから、民間や地方で実施できないかなど、2枚目の①～⑤の具体的な視点に立って抜本的な見直しを行うとされております。

(2)では、事務・事業の見直しを踏まえまして、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものは必要な措置を講じるとされております。

そして、(3)で、こうした見直しと並行して、組織体制及び効率的な運営について、ガバナンス強化、厳格なコンプライアンスの確立、効率的・効果的な事業の実施、透明性の確保の視点から検証を行うとされておまして、具体的な視点として、①から次のページの⑩までの視点が挙げられているということでございます。

関連事項で、3. でございますけれども、そのうち(1)では、19年12月24日に閣議決定されました独法の整理合理化計画というのがございますけれども、これについては当面凍結をして、抜本的な見直しの一環として再検討を行うと。ただし、随意契約及び保有資産に関する事項については見直しを継続する。なお、各府省の判断において取組を進めることを妨げないということがここで示されております。

それから、2点目の定員の関係でございますけれども、国の行政機関の定員の純減計画。これは18年6月30日に閣議決定されているものでございまして、これの扱いにつきましては、22年度に予定されている新たな独法化に係る純減を除いて、着実に実施を継続するということが示されております。

それから、3点目でございますけれども、中期目標期間終了時における独法の組織・業務全般の見直しについては、これは15年8月1日の閣議決定がございましたけれども、これにかかわらず行革推進本部の議を経ることを要しないということも関連事項と併せて決定されているということでございます。

独法に関する事項については、以上でございます。

○大森委員長　ということでございますので、政独委の方からは、各分科会に関係しているようなご指摘がございまして、それぞれ検討をしていただいて、適切な対応をお願いするということになるかと思っております。よろしく願いいたします。

その他、全般にわたって何かご指摘・ご意見等はございますでしょうか。

監事さんがいて、監視委員会までつくるわけですね。なぜ監事がいるのかと、私なんか素人は

そう思いますよね。人使いもいいかげんにしてもらいたいと思うんだよね。監事がちゃんとやっていたら済む話ですよ。何でも監視委員会を置かなければいけないのかと思って、人を集めて、しかも、これは資格を持っている人たちを物すごい安く使おうとしているでしょう。私なんかは何の能力もないから平気ですけども、日本の政府は、その人たちを本当に安く使えると思っ込んでいます。こういう傾向が進むのはよくないのではないかと思います。国民の義務と言えば義務ですけど、何か心根の優しい専門家の方々が多いせいかもしれないけど。もともと監事さんがおられるんだから、そこできちっとやれば済む話ですよ。

○武川政策評価審議官 独法制度自体は、昔は政府の一部だったんですけども、それを株式会社のように移行しまして、それでマネジメントをするということで、理事と監事があると。監事が監査をやるという制度だったんです。普通なら、不祥事があれば、何か委員会をつくれればいいのかなというふうに思うんですけども、日常的に契約何とか委員会とかつくらなくてもいいのかなとは思いますが、現在、独法を巡りいろいろあるところもございますので、それで何となくこういう委員会を政府全体でつくれというお達しが来まして、ご迷惑をかけております。申しわけございません。

○大森委員長 問題があるところだけやってもらえればよろしい。みんなやれと言うので必ずこうなる。まあ、ここで文句を言っても仕方ないとは思いますが。それぞれの分科会の先生方にご苦労をかけている話なんですけれども。

これから、ゼロベースで見直し作業が行われるのだそうですので、どうなるかわかりませんから、特に内閣府の独法は、もともとボーダーラインにあるような性質のものですね。わかりませんが、そうなったときは、そうなったときで、また、いろいろ対応方が起こってきますし、随時ご報告があるものと思っていますので、その節は、また、いろいろ議論をすることになるかもしれませんけれども。

本日は、よろしゅうございましょうか。

それでは、本日は、以上でございますので、次のアナウンスをお願いします。

○丸山政策評価広報課長 それでは、今後の予定につきまして、資料8をごらんいただきたいと思っております。

今回は、3月16日（火）16時より、本日より同日この会議室で行う予定でございます。議題は、「国立公文書館の新中期計画案」、それから、「中期目標期間終了に伴う実績評価の取扱い」についてご審議をいただくことを予定しております。

分科会の方につきましては、きょう、国民生活センターの分科会があったということでございます。これで、一通り一度ずつ分科会が開催されております。沖縄分科会はさらに3月2日に開催をされる予定となっております。

その後は、ちょっと先になりますけれども、7月から8月にかけて、各法人の21年度の業務実績評価のためのヒアリング、評価のための分科会をまず2回開催をいただきます。公文書館については、これに加えて「中期目標期間終了時の評価ヒアリング」もございます。

評価委員会としては、8月に各法人の業務実績評価について、各分科会長から評価結果の報告

をいただきます。なお公文書館につきましては、併せて「中期目標期間終了時の評価」をいただくということを予定しておりますので、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

○大森委員長 以上でございます。

それでは、本日は閉会させていただきます。ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

(以上)